

**令和8年度島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配達業務  
提案競技提出書類**

## 1. 島根県政広報誌の制作方針

- (1) 県内向けの広報誌であり、県が進める主要な施策や課題、地域づくり等の情報を県民へ分かりやすく伝えること。
- (2) 島根の「魅力」や「人」、「暮らし」を発信するものであること。
- (3) さまざまな視点や手法を用い、インパクトのある写真や分かりやすい文章で表現すること。
- (4) 広報誌を県民が手に取り、読んでもらうための工夫があること。
- (5) 広報誌掲載の情報を若年層に届けるため、県ホームページ等の閲覧への誘導に工夫があること。  
※実施にあたり必要な権利関係の調整は提案者において行うこと。
- (6) 県民からの意見や提案を聴く広聴機能を有していること。

## 2. 提出書類

### (1) 制作体制説明書【様式3】

- ・再委託先又は請負先も含めて記入すること
- ・再委託先又は請負先がある場合は、再委託先又は請負先の法人にかかる以下の書類を提出すること。ただし、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者については、省略可能。

#### ① (ア)島根県内に事業所を有する者

県税に関する納税証明書(提出時前3か月以内に発行されたもの、コピー可)

#### (イ)島根県内に事業所を有しない者（島根県に納税義務のない者）

主たる事業所が所在する都道府県税の納税証明書(提出時前3か月以内に発行されたもの、コピー可)

#### ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書(提出時前3か月以内に発行されたもの、コピー可)

#### ③ 登記事項証明書（提出時前3か月以内に発行されたもの、コピー可）

#### ④ 会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）

- ・島根県内に本店、支店又は営業所を有しない法人（印刷業務に関しては、これに加え島根県内に生産設備を有しない者）がいる場合は、その理由を書面（様式任意）で提出すること

### (2) 誌面構成【様式4】

- ・令和8年7月に発行する夏号を想定し、ページ数20で掲載するページ順に上から記入すること。（下記（3）～（5）で提案する作品が含まれていること。広聴及びインフォメーション機能に2ページ、広告を1ページ含むこと。）
- ・誌面構成の例示は次の表のとおり（★印の項目は提案項目）

※実際の発行時は各号により特集のページ割りを変更する。

※構成やページ割りの提案を妨げるものではない。

項目	内 容	
★表1	写真	
9ページ (毎号県 からテーマ 提示)	★特集1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各号毎に「島根創生計画」に掲げる取組（産業振興、結婚・子育て支援、中山間地域・離島対策、人材確保等）を中心にテーマを選定</li> <li>・1つのテーマについて、点ではなく線で紹介する 例）子育て</li> </ul>
	特集2	結婚支援、出産・子育て相談、企業の職場環境づくり・女性活躍支援等
	特集3	
	特集4	の取組紹介等、多角的な視点から取り上げる

		・写真とイラストも活用して見やすく紹介する
2ページ	風景等写真	・季節に合った風景等（自然、伝統行事等）の写真を掲載し、体験や観光につながる島根の魅力あるスポットを紹介する
7ページ	連載 1 連載 2 連載 3 連載 4	★ ・子ども向けの施設・イベント・暮らしの情報を紹介する ・県内で活躍する人を通して、郷土愛が感じられる取組や県民が誇りと思える取組を紹介する ・健康増進を支援するための情報を紹介する ・県内の魅力的な企業を紹介する ・島根の食材を使った料理のレシピを紹介する
	広聴 お知らせ 県政広報	・県政に対する提案募集 ・広報誌に関する感想等募集 ・複数項目のお知らせ、啓発情報の掲載 ・県政広報案内
	表 4	・広告 ・広報誌の発行者名（島根県）、企画・制作者名及び印刷者名を記載

(3) 提案作品 1 <表 1>

- 企画案は1案とする。※特集企画、連載企画も同様
- A4判（1ページ）、オールカラー
- 会社名は記載しない。
- タイトル「県政広報誌 フォトしまね」を入れる。
- 表現方法（写真、イラストの使用等）、レイアウト等が審査対象

(4) 提案作品 2 <特集 1>

- 次のテーマを用いて特集企画とすること。

テーマ：「ペットの災害対策」

近年、大雨など災害の発生が頻発化・激甚化しており、また、令和6年（2024年）には能登半島で大規模な地震による被害も生じています。

災害への対応には、いわゆる「自助」、「共助」、「公助」があり、人の災害対策では、何よりも「自助」、次いで「共助」が基本とされています。大規模な災害ともなれば、発生直後の「公助」に大きな役割を期待することが難しく、まずは「自助」により自分自身の身を守ることが必須となります。

このことは、ペットの飼い主にとっても同じです。災害時に行われる行政機関による支援（公助）は、人の救護が基本であることから、災害の発生当初には、ペットフードや水などの支援ですら困難なケースが多くあります。飼い主はこうした場合であっても、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理していくかなくてはなりません。

そのためにも、飼い主は災害の発生により、ペットと同行避難する必要が生じることを想定し、平常時から備えておく必要があります。十分な水や食料の他、常備薬等の用意、避難所や避難ルートの確認、ペットへの基本的なしつけなど、いざというときのために備えておくことが重要です。

<現状>

県では、平成20年3月に「島根県動物愛護管理推進計画」を策定し、犬猫の殺処分数を減らすため、ボランティアとの協働による犬猫の譲渡や動物愛護週間（9/20～26）動物愛護思想の普及啓発などに取り組むほか、ペットの災害対策について普及啓発に取り組んでいます。

令和7年度に実施した動物愛護に関するWEBアンケート調査では、災害時の対

策について何も対策をとっていない飼い主が 34.0%、所有者明示をしていない飼い主が 38.5%など、十分に対策が進んでいない状況にあります。また、所有者明示としてマイクロチップの普及が進められていますが、装着している飼い主が 34.9%であり、一層の普及が必要です。

<対策>

1. 住まいや飼養場所の防災対策
2. ペットのしつけと健康管理
3. ペットが行方不明にならないための対策
4. ペット用の避難用品や備蓄品の確保
5. 情報収集と避難訓練
6. 家族や地域住民との連携
7. ペットの一時預け先の確保

上記のような現状や対策、県の取組、有識者の考えを県民に広く周知し、ペットの適正飼育の推進を図ることを目的とします。

- ・A3判（見開き2ページ）、オールカラー
- ・企画の全体内容を記載すること。
- ・会社名は記載しない。

(5) 提案作品3〈連載1〉

- ・(2)の誌面構成例示で示した連載1～4のいずれかを選択し、その内容に沿って制作すること。
- ・A4判1／2、オールカラー
- ・会社名は記載しない。
- ・年4回にわたり掲載するシリーズ企画とする。
- ・企画の全体内容を記載すること。

(6) ウェブサイト

- ・ウェブサイトのイメージがわかるものを作成し、提案すること。（実際のウェブページでなくでも可）

(7) 過去に制作した類似の冊子媒体と制作にあたった者（企画編集者、デザイナー、ライター、カーメラマン）の名簿

- ・制作にあたった者の名簿は任意様式で提出すること。

(8) 独自提案

- ・独自提案がある場合は任意様式で提出すること。